

# 小松絹の發展

岩井忠熊

〔梗概〕 加賀國小松の絹織業は養蠶から絹布の領外移出にいたるまで藩權力の強力な統制のもとにおかれていた。とくに糸仲・糸問屋・絹屋・絹仲は絹道會所という役所の支配をうけ、それぞれ藩から資金の融通をうけたり、また仲間株の指定をうけたりした。絹仲の集荷した絹は荷持の手で京都にはこばれ、その地の仲買を経て藩の指定した加賀絹問屋に賣り渡される。その問屋は小松の絹屋に投資していた。

小松絹はおそくも文化ごろから、織元から供給された原料に織屋が貸加工するという貸機制度がおこなわれ、全體として問屋制家内工業の段階にあつた。

幕末になつて小松絹は衰退するが、これは農村での絹織業の發達から壓迫をうけたためであり、藩とギルドの支配をうけるかぎりまぬがれなかつた。かくて藩は天保九年に糸絹仲の解散、嘉永六年に絹道會所の廢止を斷行し、小松絹ははじめて自由な發展の道をあゆむことになつた。

## 一、起原と藩の統制

ここにとりあげるのは徳川時代の加賀國能美郡小松町における絹織物の生産である。

加賀地方における絹業の起原については史料を缺くので

知ることが出来ない。文献によるかぎりでは正倉院文書に

あらわれた天平五年（七三三年）越前國郡稻帳のうちの江

沼、加賀郡の絹・糸を最古とする。鎌倉時代になると白山

神社所藏の三宮記に、正和三年（一一三二）の三社臨時の

馬上懸物として上品絹の送進が記されており、また文和三年

（一一三五）の水引神人和興狀案には野の市・白山・劍の絹

搔と稱する染色業者たちの争いについての記事がある。くだつて文明十一年(一四七九)の道興准后の廻遊による能美郡本折地方のさかんな製絹の見聞が知られている。さらに言繼卿記によれば、天文十一年(一五四二)には河北・石川郡に絹屋座があつて絹の生産にあたる者の取締にあつていた事實も知られる。以上のように加賀絹は古くからかなりの發展をみていたことがわかる。しかしながらこれらの史料によつて知られる加賀絹の生態はあまりに断片的であり、その發展の過程を知るには不充分であるといわざるをえない。われわれが史料にもとずいてやゝ具體的に知りうるのは徳川時代以後についてである。

徳川時代の加賀の絹織業は能美郡の小松を中心とするそれと江沼郡の大聖寺を中心とするそれとおもなものとす。大聖寺の絹織業は庄村という近郊農村に發生したものが故あつて移植されたものであり、その間における大聖寺と庄村との對抗關係は資本の發生史にとつても興味ある問題をふくんでいる。しかしながら大聖寺は加賀國には屬すが金澤藩の前田家の封内にはなく、その分家としての大聖寺藩の前田家の支配下にあり、金澤藩と大聖寺藩は親密な關係にはあつたが、公儀に對してまた實際上もそれぞれ

獨立した別箇の藩であるから、したがつて小松絹と大聖寺絹の發展もきりはなして考察することを便とする。

小松絹の起原を明らかにする史料もまたすこぶる不充分である。文政二年(一八一九)の日付を有する「産物方之一件」なる覺書が小松町産の絹について

「右絹之義、慶安承應之頃は莫大出來の躰、其後寛延之頃より六七萬或は八萬疋斗出來之儀も有之……」

と記しているのによれば、慶安・承應(一六四八—一六五四)にはすでに小松絹の生産が相當なものであつたらうと思われる。さきに道興准后の見聞について記したように能美郡では文明年間(すでにさかんに製絹がおこなわれていた)のであるから、その能美郡一帯の製絹と小松絹との關連の存在を想像することは許されるであらう。

小松は天然の要害の地であつて、したがつて戦國時代からしばしば一向一揆あるいは諸將のとりでが設けられたといわれる。然しながらそれが城地の規模をそなえるにいたつたのは天正八年(一五八〇)に村上義明が封ぜられてからのことである。小松が市街地を形成するにいたつたのはこれから後のその城下町としての發展の過程であつた。近世初頭の城下町形成期に諸侯が農村の手工業を城下町に誘

致移住せしめた例が多いことは廣く知られているところであるが、小松絹の場合もおそらく能美郡一帯の製絹者が新しい城下町に移住した結果生じたものとみてよからう。

小松絹に關する史料が中世にこれを缺き、近世にいたつて突然「莫大之出來」を見る事情はかく解するよりほかはなし。

もちろん小松絹と稱せられるものがかならずしも小松町で製造された絹をさすばかりでなく、その周邊の農村で製造されて小松に集荷せられ、かくして市場にもたらされたものがあつたことはまた疑いをいれる餘地がない。慶安二年の「賣絹仕る者」の「誓詞」の前書には

「在郷ならびに脇々より出申候絹買申候はば、其糸目附り代銀、買主、有様に買〔書〕のあやまりか―引用者）上申すべき事」

とある。しかしながら在郷絹―周邊農村で生産される絹は品質もわるく、量においても小松町産のものにおよばなかつたようである。「改作所舊記」や「耕稼春秋」のような加賀地方の地方ぢなに關する文献にあらわれたかぎりでは、徳川前期の農民の「布かせぎ」は御貸米の食のべ、夫銀などのために餘儀なくされた、主として女子の農間の副業であ

つて、獨立の産業として發展しうるほどのものではなかつた。そればかりではなく、在郷の絹織は藩によつて何らかの制限をくわえられ、中期以後には禁止されていたのではないかと思われる節もある。

小松絹の周邊農村との關連は、むしろ養蠶製絲を通ずる、その機織の前段階にある。「改作所舊記」におさめる萬治二年（一六五九）の「覺」には「一、菜種子の事」などとならんで「一、糸手之事」という項目があり

「右品々誰々によらず在々百姓中江入銀などいたし置候はば、下にて沙汰つかまつらず、各迄打斷るべき由（中略）御郡中十村共江急度御申付有るべく候」

とある。「糸手の事」について商人が百姓に資金を前貸しすることがおこなわれていたものと思われる。年代を明らかにしない一史料はそれらの領内農村で出来る生絲が小松絹の原料としてもつ比重について語つてゐる。

仲組合頭より書出す糸入高圖り

一、五千八百五拾貫目斗

内

貳千六百四拾貫目斗

越前六ヶ所

貳百九拾貫目斗

長濱

貳百九拾貫目斗

白山麓

千四百六拾五貫目斗

能美・石川

五百九拾貫目斗

江沼

百四拾五貫目斗

金澤

四百三拾五貫目斗

越中三ヶ所

これは小松に集荷され、したがつてそこで製織される一年間の生絲の量である。そのうち白山麓、能美、石川、金澤、越中三ヶ所が金澤藩前田領の産であり、ほぼ四割をしめる。

以上によつてわれわれは、小松絹は自由な農村的性質の生産物ではなく、小松町の城市としての由來がしめすとおりの封建的性格のつよいそれであり、したがつてまた前貸資本の農村支配をともなう前期的性格をもつことをおぼろげながら知りえたと思う。

小松絹にかぎらず加賀絹一般の生産および流通を支配する特徴的な性格は、それらが藩の強力な統制のもとにおかれていたことである。しかもそれは實に養蠶から絹布の領外移出にいたるあらゆる過程につきまとう。まず藩は十村(他藩の大庄屋にあたる)を通じて蠶種をもたぬ百姓に代銀を貸與してゐる。農家でつくられた生絲は糸仲と稱する

仲買人によつて集荷されるのであるが、糸仲はその集荷資金を藩から借用している。織元の絹屋は糸問屋からその生絲を買入れる。この時も絹屋はしばしば藩から糸の仕入金を融通してもらつてゐる。絹屋の織り上げた絹は絹仲という仲買によつて集荷されるが、絹仲もまた藩から集荷資金を借用する。

藩の統制はこのような資金の融通というかたちばかりでなく、奉行所の下に絹道役所又は絹道會所ともいう役所をもうけて絹の生産・集荷・販賣の一切を統制した。役所の業務にあたるものは絹道組頭と稱し、また絹肝煎ともよんだようであり、寛永十四年(一六三七)にはすでにこの制によつて絹道組頭が業務をとつていたことが知られてゐる。絹道會所の直接に支配するものは絹仲・糸仲・絹荷持である。糸絹仲は藩によつて永代四十九人の株とさだめられており、その職務もそれぞれ藩によつてきめられていた。絹が領外へ移出販賣されるときには藩の特許をえた判押人によつて判印を受けなければならぬ。その際に判賃と稱する織物税を徴收された。小松の判賃ははじめ金澤の判賃よりやすかつたが寛文六年に金澤並となり、天明五年には領内一般に絹・片重しけ絹・こす小絹・紬類・八丈等

は一疋につき銀三分ずつ、はした絹は四尋以上一疋分、豎糸は四十目以上百目につき三分の判賃がさだめられてい<sup>(13)</sup>る。

絹仲の集荷した絹は荷持という輸送業者によつて京都へはこばれ、その地にある賣子衆および直買衆という仲買をへて加賀絹問屋に賣り渡される。ここではじめて全國的な市場に登場するわけである。これらの荷持・賣子・直買・京都問屋もまたすべての指定を藩がおこなつており、都合によつては罷免した例も存する<sup>(14)</sup>。

小松絹に對する支配については藩の力だけでなく、京都の加賀絹問屋の力も無視できない。京都の加賀絹問屋は小松の絹屋に對してまで資金を貸與しており、絹仲も仕入銀を借用している。それらは明和二年（一七六五）から天明五年（一七八五）六月まで二十年間にさしひき貳百四拾三貫八百八拾八匁六分五厘の多きに達していた<sup>(15)</sup>。生産地の業者たちにとつてはこの借用銀の返済が重大な問題であり、したがつて京都問屋と生産地業者の間に自然に一つの對抗關係をなすものがあつたとみてよいだろう。しかしながら當時の日本で絹の大規模な取引がおこなわれた市場は京都だけといつてよく、したがつて小松絹が市場をめあてとす

る商品であるかぎり京都の問屋に依存せざるをえなかつたから、結局は京都の問屋の支配が小松の生産者たちを壓倒的に支配しえたのが實情であつた。

註① 石川縣圖書館協會編「白山比咩神社文獻集」P. 30

② 同 P. 36

③ 「石川縣史」第一編 P. 383

④ 「小松市史」史料篇 上卷 P. 710（以下、本書を「小松史料編」と略稱する。）

⑤ 「小松史料編」上 P. 187

⑥ 「改作所舊記」上編 P. 7

⑦ 「小松史料編」下 P. 1335

⑧ 「改作所舊記」上編 P. 210

寛文八年

蠶種持不申百姓有之旨候間、与々吟味せしめ、十村中より代銀取かへ、夫々かはせ渡し申すべく候。其以後与切に代銀何程取かへ候段申し越すべく候。公儀より御かし成さるべく候。（以下略）

四月三日

改作 奉行

石川 河北十村中

⑨ 「小松史料編」上 P. 147 「絹方仕入爲替金額之一件」など。

⑩ 森岡美子「荷受問屋資本の生産地投下の諸形態」(『史學雜誌』第五九編 第一號)

⑪ 「小松史料編」上 P. 594 「絹道組頭等當番割之一件」

⑫ 同 上 P. 1072 「糸絹伸縮一件」また

同 下 P. 1338 「糸伸御定」

⑬ 同 上 P. 1069 「絹判賃一件」

⑭ 同 下 P. 1331-1331の天明三年—寛政九年

の「覺書」にその例がみえる。

⑮ 同 下 P. 1334 「覺」

## 二、發展段階

絹業の工程はいうまでもなく養蠶・製絲・機織の三工程に大別される。養蠶は桑畑の存在を必要とするから農村以外でおこないえぬことはもちろんである。製絲も徳川時代にはまだもっぱら農村工業として發達しており、それが今日のように都市の工場でおこなわれるようになったのは、開國以後の海外貿易による生絲需要の激増以後のことである。したがつて都市工業として發展してきた小松絹が養蠶・製絲工程をほとんど農村に依存し、その農村で出來た生絲

を移入して加工したものであることはいうまでもない。したがつて工程としてはただ機織を主とする工程だけが問題となりうる。しかしながら直接に工程にふれた史料は「小松市史」史料篇 上下二卷の三〇〇〇ページ近い大冊にもまつたくこれを缺く。われわれにゆるされるのは断片的な記事をつづりあわせての推測にすぎない。

天和三年(一六八三)の「覺」に次の記事がある。

一、千九拾貳軒 小松本町家數

一、貳百四拾軒 同 地子町散町家數

一、貳百八拾軒 同 絹屋數

(以下略)

同じく天和三年の一記録に「下女機織迄も……」とあるから、小松の家數の二割をしめる二八〇軒の絹屋が、すでに單なる家族労働力などではない賃銀労働者としての機織の雇傭労働力に依存していたことがわかる。しかしながら絹屋とは一體なにをいうのであろうか。前節のべておいたように絹道會所したがつて糸伸・絹伸は寛永十四年(一六三七)にはたしかに存在していた。しかもそれから五十年ちかく経過した天和三年のこの史料が絹屋のほかに酒屋・油屋・豆腐屋・藏宿その他の家數についてふれてい

ながら糸仲・絹仲の家数についてふれないのはなぜであろうか。この史料は小松のあらゆる商賣の家数をのこりなくならべたというものではないから、それを省略したものともみることできる。しかし小松町にとつて糸仲・絹仲の存在は逸することのできる程度のものではないはずである。だから前述の絹屋というばく然とした表現であらわされているものがその糸仲・絹仲をふくむともかんがえられる。二八〇軒の絹屋がそのような糸仲・絹仲また問屋などをもふくむとしても、それらは常識的にかんがえてあまり多いはずがないから、その大部分が製絹の生産に従事するものとみてよからう。だが絹の生産者といつても機械に従事する直接生産者とその機械の経営主が分化している場合もありうるが、その事情についてはこの史料は何ごとも物語っていない。

ずつと時代をくだつて文化ごろになると、やゝ複雑な様相をしめす史料がある。すなわち「關戸氏文書」中の「小松町家數産物諸商賣等調理表」がそれである。これは文化十年（一八一三）の小松町の總家數や職業別の家數のくわしい調査をしるしたためらしい記録であるが、かなり長いので必要な部分だけをぬき書きしてしめすことにしよう。

小松町家數

文化十年

一、千三百貳軒

一、四百六拾軒

メ 千七百六十貳軒

一、百五拾軒

内 拾三軒

一、三百三拾四軒

一、拾九軒

一、貳拾五軒

一、六拾人

内 四人

一、七軒

一、四軒

（中略）

右商賣方人數等如斯御座候。此外家持借家人日用笹振等稼を以て渡世仕候

この史料には絹紬等織立商賣人・絹屋方仕事手間人・紺

小松本町家數

同散町家數

絹紬等織立商賣人

紋絹紬八丈布商賣人

絹屋方仕事手間人

紺屋商賣人

同 細工人

糸絹仲

組合頭

糸問屋

より糸賃取商賣人

屋商賣人・同細工人・糸絹仲・糸間屋・より糸賃取商賣人など、絹業に關連して七種の商賣があげられており、その分化のかなり進んだことがうかがわれる。ここで絹布の生産のうちとくに機織工程に關連のものをあげると、絹紬等織立商賣人の百五拾軒および絹屋方仕事手間人の三百三拾四軒の合計四百八拾四軒になる。この絹紬等織立商賣人と絹屋方仕事手間人とは機織工程に關連してそれぞれどのような役割をはたし、また兩者はいかなる關係にあつたか。前者がいわゆる織元の機能をはたすところの、絹織機業の中心をなす經營であること、後者が機織工程そのものをうけもつ直接生産者であることは疑いえない。だが前者もまた機織工程そのものをうけもつこともありうるし、あるいは機織工程には直接に關係せずにもつばら後者を間屋制的に支配するにとどまるのかもしれない。かりに彼等もまた機織するものとすれば、絹屋方仕事手間人をあわせて四八四軒の多きにのぼる。織元が機織工程を直接にうけもたないとするならば、機織工程はまつたく三百三拾四軒の絹屋方仕事手間人にまかさされることになる。さきにも引用した「産物方之一件」によれば、文政二年(一八一九)ごろの小松町産の絹は五萬疋内外であり、また別の史料によ

つてもほぼ同様で反になおすと約十萬反というから、織元・手間人ともに機織すると一軒あたり約二〇〇反、手間人だけの場合なら一軒について約三〇〇反の産となる。「桐生織物史」上巻によれば、徳川中期の同地では工女一人について一年間の紗綾絹の生産高は、上は二三〇反、下は一五〇反とされている。これから推すと織元・手間人がともに機織に従事したとすれば、一軒あたりの織工の数はあまりにも少に過ぎ、到底信じがたい。したがつて手間人だけが機織に従事したとすれば一軒あたりほぼ二人の織工、すなわち二台の織機の存在を推定できる。桐生は全國絹織業での最先進地であるから技術的水準も高いと思われるので、桐生工女の平均生産高から小松のそれを類推するのは危険かもしれないが、その最低水準の、一人につき年一五〇反から小松のそれを推すのはそれほどの冒険にはなるまいと思う。さて手間人だけが機織する場合を想定するのが合理的だとすると、機織しない織元と絹紬等織立商賣人はただ原料の生絲を手間人に供給し、また紺屋に染めに出すという、製絹工程の仕上げの世話とその商品化だけが仕事になる。織元が手間人に原料を供給するだけで自らは機織しないでも「織立商賣人」といわれたのは機織工程の經營

の主體が彼等にあつたからであらう。そこから手間人は織元から原料を供給されてその加工賃をうけるとするという賃機<sup>レ</sup>出機制がこの時期の小松絹業に支配的であつたとみることも許されるであらう。

嘉永四年（一八五一）ともなれば、織元<sup>レ</sup>絹屋<sup>レ</sup>織立商賣人と機織屋<sup>レ</sup>絹屋方仕事手間人との間の賃機制度を史料によつて確認することができる。すなわち「絹商賣規定一件」によれば、絹屋はあきらかに機織屋に機織をさせており、それに對して絹織賃を支拂つている。

さきにみた天和三年の場合の絹屋は貳百八十軒となつており、それ以上の説明はない。しかしその大部分が製絹の生産にあたつていたものかと思われ、ことはすでに述べておいた。文化十年の例でいえば織立商賣人と手間人の兩方にあたるものがそこでは一まとめに絹屋とよばれているわけである。それが文化十年になつて絹屋（絹紬等織立商賣人）百五十軒と絹屋方仕事手間人三百三拾四軒とに分化し賃機制の展開がみられる。この間の推移はどのようにしてなされたとみるべきであらうか。弘化四年（一八四七）の一史料はその事情を物語つてみるとみてよい。

「毎歲新糸出來之砌、絹商賣之人々年中用糸仕入置き申

すべきの處、近年不融通にて仕入方不行屆年々出來高相減しおのづから下職手間仕事を以渡世いたし來候」

絹屋は生絲の仕入資金が不十分なために製織高を減じて行き、ついには自らは生絲を仕入れることが出來ず、他の絹屋から生絲を給せられて加工賃を得るといふ「下職手間仕事」の渡世すなわち前出の絹屋方仕事手間人にてん落するといふわけである。かくして賃機制の展開は疑いえないが、ただ賃機以外に絹屋が自己の作業場をもつて直接に雇傭勞働力を使用する場合が絶無であつたといふがたいことはもちろんである。支配的な傾向として賃機制をいうにとどまる。

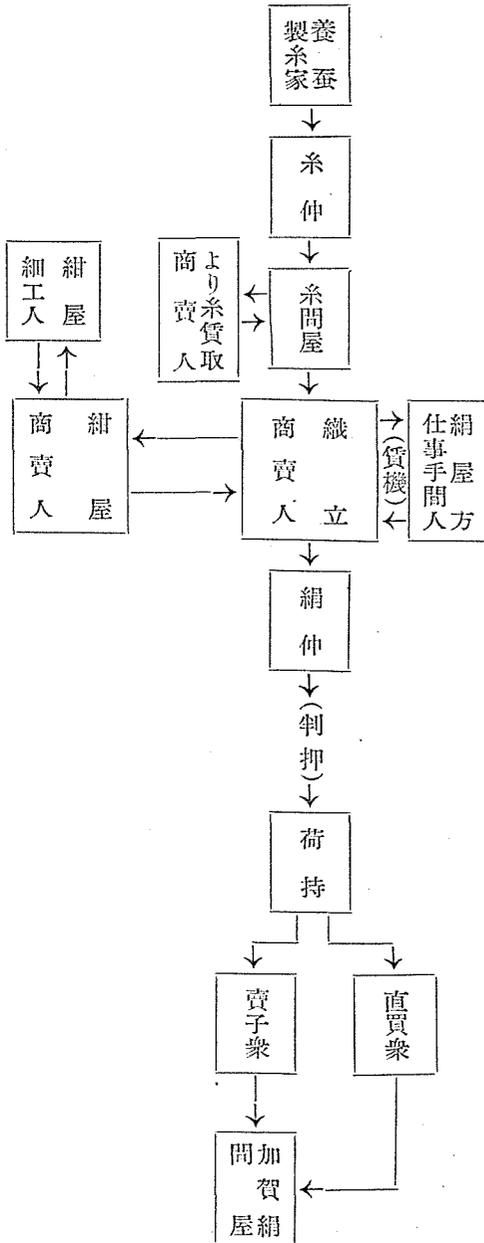
組織に關連して染色工程がある。前の文化十年（一八一三）の例では紺屋商賣人十九軒が織立商賣人から獨立した存在をしめしており、それはさらに紺屋細工人貳拾五軒をしたがえてゐる。この紺屋商賣人と紺屋細工人とのあいだにいかなる關係があつたかは明らかにできないが、名稱から判斷して後者が前者から部分工程を請負つたのではないかとかんがえられる。別に四軒のより糸賃取商賣人があるが、これはおそらく原料の生絲の一部がマユのまままで小松にもたらされ、ここでこのより糸賃取商賣人によつて製絲

されたのではないかと思われる。

機織工程についてはその技術的水準、また分業と協業の關係をあきらかにする必要があるが、作業場に關する一切の史料を缺くため残念ながら斷念するほかはない。ここで

は以上から推察される小松絹業の生産工程および流通過程の分化を圖示して他地方のそれとの比較に便するにとゞめておく。

文化——嘉永頃



かくのごとき小松絹の生産がもはや手工業的段階でないことはあきらかである。絹ははじめから商品として、販賣をめあてて生産されている。そして直接生産者である絹屋方仕事手間人<sup>(1)</sup> 織屋は原料市場からも製品市場からも完全に遮断されており、ただ織立商賣人<sup>(2)</sup> 絹屋<sup>(3)</sup> 織元から加工賃を受けとるにすぎない。このような賃機制では、織屋は「事實上の賃労働者<sup>(4)</sup>」というべきであり、織元は「事實上の産業資本<sup>(5)</sup>」としての性格をそなえるにいたつたとみることができる。かくして小松の絹織業は、おそくも文化ごろから、嘉永にいたつても問屋制家内工業<sup>(6)</sup>あるいは資本制家内労働<sup>(7)</sup>の段階にあつたと結論してよからう。

これを他の地方の絹織業と比較したらどうであろうか。

日本の絹織業發達史の指標的存在ともいうべき桐生の絹織業と比較してみよう。「桐生織物史」上巻<sup>(8)</sup>にかかげる天保ごろの機業の分化の圖解<sup>(9)</sup>をみると、工程は製織工程だけでもすこぶる複雑に分化し、分業と協業の關係も完全に成立している。すでにマニユフェクチュア段階にたつしていることは疑いえぬところであろう。桐生と比較すると、幕末の小松は大分おくられている。しかしながら同じ桐生の享保ごろ<sup>(10)</sup>とくらべるならば、似てはいるものの機織工程です

でに賃機を生じているだけすんでいるとみてよい。桐生はいわば最先進地であることを考慮にいとると、全國的水準でいえば、小松絹もかならずしもおくられてはいないがたいであろう。

註① 「小松史料編」上 P. 516

② 同 上 P. 9

③ 同 下 P. 1394

「當所は外産物も無之、過半糸絹商賣に渡世いたすに付、右仕事不入情不景氣に而は、渡世覺東無く……」

そして糸仲・絹仲はその景氣を左右するほどの力をもち、彼等の中からえられた肝煎が絹道會所の業務にあつた。

④ 同 下 P. 1327

九六種の商賣があげられた。

⑤ 同 上 P. 740

⑥ 「桐生織物史」上 P. 137

⑦ 「小松史料編」上 P. 1074

〔前略〕

一 機織屋義絹屋勝手により機相止め候節は機織屋江差紙相渡すべく候事

但、差紙取持致さざる者に機織らせ申す間敷候

一 絹織賃ならびに絲練賃等之義糸絹相場高下により時々増減

之義絹屋中申談じ相極め申すべき事

(以下略)

⑧ 同上 P.1073

⑨ レーニン「ロシアにおける資本主義の發展」第五章 六「小

營業における商業資本」(邦譯 下卷)

⑩ 同

⑪ ビュヒアー「國民經濟の成立」権田譯 P.190

⑫ レーニン 前掲書

⑬ 「桐生織物史」上 P.3235

なおこれは信夫清三郎「近代日本産業史序説」P.13また、堀

江英一「近代産業史研究」P.23にそれぞれ轉載されている。

⑭ 信夫清三郎「近代日本産業史序説」P.11

⑮ 「桐生織物史」上 P.134 の圖解

なお、堀江英一 前掲書 P.42

### 三、幕末の不況とその對策

小松絹は徳川時代のなかば過ぎからその生産高を漸次減

少していつたものごとくであり、それにしたがつて京都

への「登せ絹」もおなじ傾向をとつた。もつとも生産高お

よび登せ絹の減少はかならずしもただちにその經濟的不況を意味するものとはいいがたい。絹の品質の程度・價格の高下なども關係するからである。しかし寛政ごろから織元がしだいに經濟的な苦境におちいりつつあつたことがあきらかに認められる<sup>(1)</sup>。このような織元の苦境とは、京都の加賀絹問屋に渡した絹の賣行不振のために生じたものであつた<sup>(2)</sup>。しかも織元にしてみれば、問屋から資金を融通してもらつていたのであるから「過分の渡高相淀」む結果となつても問屋にたいしては強い態度に出られなかつたにちがいない。あたらしい販路のかく得は絶對の必要事とならざるをえない。藩はそれまでの京都の加賀絹問屋だけを對象とする取引の擴大を策し、文政六年(一八二三)には金澤での賣さばきをゆるし<sup>(3)</sup>、同じく十一年(一八二八)には江戸町人能屋七右エ門にも賣さばきをたくした<sup>(4)</sup>。といつても當時の狭い國內市場を前提とするかぎり、京都の問屋を経ずに織元が直接あたらしい販路をかくとすることは、充分の成果をうまなかつたであらう。事態は改善されず、むしろますます窮境においつめられながら推移して行つた。

文化・文政ごろから不景氣のきざしをみせ、なかならず天保にいたつてその衰退をあらわにする絹織物業は、かな

らずしも小松だけではない。西陣・桐生その他の機業地をもつて知られるほどのところはいずれもその例にもれな<sup>(6)</sup>い。この現象の原因として、ふつうには天保四・七年（一

八三三・三六）の飢饉と天保の改革（天保十二年にはじまり十四年におよぶ）による儉約の強制がもたらした絹の需要の減退が指摘されている。それらはたしかに事實として承認せられうる。しかしながらその儉約の強制が實行せられたのは短い期間であつたはずである。してみれば儉約の強制が失敗し、かくてまた需要が回復した時にこれらの機業地がしめした様相は、あらためて検討されねばならないであろう。すなわち西陣は「禁絹令解除せられたり」と雖も、曩日の盛況を再現すること難くして明治の新政を迎<sup>(6)</sup>ふる」にいたつたとされ、桐生またおなじ傾向をたどつた。足利の場合はこれとことなる。足利も天保の儉約強制による影響は深刻であつて半價賣りの慘状を呈するにいたつたとい<sup>(7)</sup>うが、しかもたちまち立ち直り、天保から弘化にかけて發達の度もいちぢるしく市場の景況も引き立つたといわれる<sup>(8)</sup>。信夫清三郎氏は西陣機業の衰退の原因を、その都市的・ギルド的性格のゆえに、より自由な農村副業的性格をもつた桐生との競争にやぶれたことを指摘し、さらに

桐生機業の織元がその前期的性格から企圖したギルドの編成によつて西陣化し、ついに新興足利との競争にやぶれたとする<sup>(9)</sup>。

小松絹の衰退もまた西陣等とおなじ事情にもとずくといつてよい。小松が藩の特別の統制と、そしてまたその統制のもとに特權的に保護されたギルド——絹道會所の支配下にはじめられ、發展してきたことは第一節にのべたごとくであつた。小松絹が徳川時代に名聲をばくし京の市場によるこばれるにいたつたのもその藩の保護・助長によることはまちがいない。しかしその發展の條件もやがて發展を阻止する條件に轉化しうる。ここでは生産者が自分の創意によつて企業を運営する自由は存在しなかつた。機織奉公人に對するさまざまの制限<sup>(10)</sup>。特權的問屋・仲間による販路の獨占、前貸制による壓迫等々。小松絹が封建社會のゆるゆるの限度の發達をとげおおせたとき、それらはただ發展を阻止するものとならざるをえない。すでに、あたらしい情勢はあたらしい經營のやり方を要求していた。農村における商品經濟の發達の結果として絹織物にも農村市場が展開しつつあり、京都・江戸の都市市場だけをめあてとする生産は全國的に行きすまつてきていた。小松絹の販路をにぎる

從來の特権になれた問屋や仲買が、充分の活動をせしめなかつたことはもちろんである。都市向きの織物から農村向きのそれへの品種の轉換も大胆におこなわれねばならぬ<sup>(11)</sup>。しかも永年の支配と統制にあまんにてきた小松の絹屋にはたして應變の柔軟性を期待できたであろうか。

一方、江沼郡の隣藩の大聖寺絹は延享(一七四四—四八)以後とみに隆盛をくわえ、小松絹にたいする脅威をなしてきた。小松へ移入した生絲は他所への移出を嚴禁されてきたにもかかわらず、江沼郡にたいしてひそかに抜き賣りするものも出る始末だつた。そればかりではなく近郊農村の絹織業もたらしい脅威であつた。文化九年(一八一二)には諸郡で製織する織物および機具の數の調査を藩が命じており、その際の「觸」には絹を織るもので商人と相對の交易をしているもの數が知りたいほどに達していると指摘している。かくのごとく、絹の生産についてとくべつの統制もギルド的支配もくわえられていない農村の織元が商人と直接に自由な取引をしたとすれば、小松絹との競争において次第に優位をかくとくし、小松町の絹商賣人に脅威を感じしめるにいたるのも當然であろう<sup>(12)</sup>。競争相手は加賀國內、領内にあつただけではなかつた。徳川中期以降、地

方機業・とくに農村副業的絹織業の全國的規模での勃興はおおいがたいものとなつてきた。

以上にみてきたように小松のギルド的な絹織業は窮地に追い詰められてきた。農村のより自由な絹織業の發展がそらしたギルド的統制をもはや事實上うち破つていたとさえみられないこともない。嘉永四年(一八五二)の「絹商賣規定一件」<sup>(13)</sup>は

「絹商賣之義ハ往古ヨリ御縮方もこれあるところ、近年  
猥ニ相成リ相互ニ商賣不行届之躰ニ付、今般改而規定左  
ニ申渡候」

とあたらしい規定を申し渡している。徳川初期からとられてきた藩の政策の轉換は必至であつた。水野忠邦の天保改革による株仲間解放の氣運に乗じて、天保九年(一八三八)にはこれまで永代四十九人と定められていた糸絹仲の株仲間が解放されて、以後、仲買は勝手次第を令せられ、さらに仲買の口錢は半額にへらされ、織元・生産者の立場が保護せられることにもなつた<sup>(14)</sup>。嘉永四年(一八五二)にはさきの「絹商賣規定」の改正があり、嘉永六年(一八五三)にいたつては一そう思い切つた處置がとられて、これまで絹の集荷・販賣また生産のあらゆる統制にあたりギルド的支配

の中心となつていた絹道會所が廢止され、以後は「絹産業人々自由相働候之様」たるべきこととなり、業者の便宜のため彼等の間から月行司・年行司をたてるにとどまることとなつた。<sup>(註)</sup>このさい同時に絹の領外移出にかけられた四分の判賃をのぞくあらゆる「諸懸物一切」が禁止されることとなり、糸絹仲買とともに京都の間屋も「免除」された。いわば輸出税をのぞく一切のかかり（藩がかけるものと特權商人がかけるものとを問はず）がなくなり、また織元は自分の都合ですこしでも有利な商人のだれとでも取引できることになり、したがつて生産者はより廣い市場に接觸するにいたつたわけである。

かくて小松絹織物業は藩の権力の統制から一應獨立し、純粹に經濟的な過程をたどつて近代化の課題に直面するにいたる。以後の問題についてはまた機會をあらためることにしたい。(一九五〇・一〇・八)

註① 「小松史料編」上 P. 750 「産物方之一件」

② 同 上 P. 553 「難澁者江所方相應之者より

施方之事」

寛政五年

覺

小松絹の發展 (岩井)

(略)

右私支配所小松町去秋以來出來之絹、前々之通京都江指登賣拂申すべき所、京地等甚不景氣に而、去る十二月迄も絹賣擲出來つかまつらず、多分問屋へ指預候ゆへ、過分之渡高相從、絹屋共之躰は申すに及ばず、輕き手前之者とも絹賃稼一圓御座無く候

③ 同 上 P. 712

④ 「加賀藩史料」第十三編 P. 275

⑤ 高橋經濟研究所「日本蠶絲業發達史」上卷 P. 50

⑥ 本庄榮治郎「西陣研究」P. 43

⑦ 高橋 前掲書 P. 22

⑧ 信夫清三郎「近代日本産業史序説」P. 26

⑨ 同 P. 22

⑩ 「小松史料編」上 P. 253 「絹屋機織下女休日一件」にみえる休日の公定。

同 上 P. 923 「奉公人口入人一件」の賃銀の公定。

同 上 P. 1074 「絹商賣規定一件」によれば、

絹屋のわたす差紙をもたない者は機織奉公できなかつた。等々。

⑪ 堀江英一「近代産業史研究」P. 29によれば、農村市場あ

での織物は發展し、都市市場あつたのそれは衰退した。



---

## ENGLISH SUMMARY

---

### SPECIAL NUMBER

---

#### HISTORY OF TEXTILE INDUSTRY

##### The Development of Cotton Industry in Hirano-gō Settsu

*Kazuhiko Takao*

The author says that the emergency of modern society in Japan was the result of the gradual development of various branches of industry under the feudal system, where the cultivation of cereal plants was the key industry. The development of cotton production in the Yedo or Tokugawa Period was one of the significant examples of such a development. The development of cotton production has, however, a history of troublesome events. It was achieved only through the struggles fought by peasants against various barriers imposed under feudalism. Such a movement is revealed in the history of the development of cotton production in Hirano-gō, where the peasants played the role of torch-bears.

##### The Establishment of the King's Merchant Adventurers of the New Trade of London

##### The So-Called Alderman Cockeayne's Project

*Teruo Hoshida*

The author considers, from various angles, the situation which led to the establishment of the King's Merchant Adventurers of the New Trade of London in place of the Company of

Merchant Adventurers. In spite of the fact that this so-called "Alderman Cockeayne's Project," as is generally known, is a very significant event in the history of the England of that time, it has been hitherto treated rather as a side issue. The author, who takes this event as his main theme here, thinks that this event seems so important that other contemporary events of importance, political, economic and social, had converged on it.

##### The History Silk Industry at Komatsu

*Tadakuma Iwai*

Throughout the Tokugawa Period the silk manufacturing at Komatsu, Kaga, was under the double control of the lord of Kaga on the one hand the official guild on the other. The manufacturers at Komatsu also used to receive investment from the so-called Kaga silk wholesalers in Kyoto. During the Bunka era (1804-1817) there prevailed the system where the independent weavers make fabrics from the raw silk furnished by silk merchants. The silk manufacturing at Komatsu at that time was a sort of domestic industry under the sway of wholesale merchants. It suffered from bad business in the closing days of the Tokugawa Shogunate owing to the competition with the more efficient silk manufacturing industry appeared in nearby villages and Daijōji town. This situation resulted in compelling the lord

1711

of Kaga to lift its control over Komatsu's silk industry and to dissolve the official guild.

### Weaving Technique of Ancient China

*Eizō Ōta*

In Addition to the already known three steles of the Han Dynasty two more have become available in the course of recent years. The author attempts to elucidate the technological side of weaving in Ancient China in the light of these steles.

Though there is no material which contributes directly to the elucidation of the weaving technique in ancient China, some recent discoveries in the sites of the Yayoi Period and the Great Mound Period in Japan seem to throw light on the interpretation of the Han steles with regard to the ancient Chinese weaving technique. The author describes the various stages of development of ancient Japanese weaving technique, and then he compares them with those in ancient China. Further he ascertains the relative productive power of the weaving machine in the Han Period in comparison with those in the pre-Ch'in Period and the Period of Wei and Ch'in, by means of analyzing the process of weaving and measuring the probable efficiency of the machine in the Han Period.

The author thinks that the introduction of pieces of silk as a means of exchange at the latter part of the

Later Han Dynasty, which had replaced copper coins of earlier days, led to a great reform in the monetary and taxation system of the Han Dynasty. He says that this reform was one of the results of increase in the productivity of the weaving machine. In view of the fact that the ancient Chinese silk loom which had become widely employed after the Period of Wei and Ch'in seems to have been diffused beyond the Pamir, more importance ought to be but upon the role played by the development of ancient Chinese weaving technique.